

淀川河川空間利用調整検討会を開催

- 淀川では、利用者の増加と利用形態の多様化により、河川利用に関して一定のルールを定める必要性がこれまで以上に増大。
- 公共空間での利用調整措置であるため、河川内にある公園等の施設管理者や沿川自治体と合同での取組とすることが、利用者からの賛同を取得する上で重要と判断。
- 以上により、今回、淀川河川空間利用調整検討会を立ち上げ、活動内容について確認したもの。

■ 検討会の概要

日時：令和元年8月28日（水） 場所：淀川河川事務所

参加機関：

【河川管理者】 淀川河川事務所 ※主催

【沿川自治体】 大阪府、大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、
摂津市、高槻市、島本町、八幡市

【施設管理者】 淀川河川公園管理者、自歩道管理者

その他：大阪府警本部へも情報提供。



▲ 検討会の様子

目的：関係機関が連携することにより、淀川での安全快適な利用を実現すること。

■ 検討会で確認した事項

① 淀川利用ルールの策定と周知を確認

- ・ 淀川を利用するにあたり、利用者に心がけてほしいことを「淀川利用ルール」として策定。
- ・ 関係機関で周知に努めることとする。



▲ 淀川利用ルールの要旨

- ・ 淀川は公共の空間。みんなの場所！
- ・ 淀川は豊かな自然を感じられる魅力ある場所！
- ・ マナーを守って、楽しんで淀川を利用して下さい！

② 合同マナーアップ活動の実施を確認

- ・ 年度内に実施予定。（管内で実施箇所を選定）



▲ マナーアップ活動のイメージ

③ 啓発看板の設置を確認

- ・ 今後、利用ルール等を周知する看板を設置予定。

■ 参加機関からの主なご意見

- ・ 淀川利用ルールで示す「禁止事項」について、わかりやすいように表現に工夫が必要。
- ・ 来年度以降の活動方針については、今年度の活動結果を踏まえて検討していくことについて了解。

淀川利用ルール [はこちら](#)